



# 9月の安心かわら版

## 9月の主な行事

1日	： 防災の日	20日	： 空の日
9日	： 救急の日	23日	： 秋分の日
12日	： 宇宙の日	24日	： 清掃の日
18日	： 敬老の日		



## これで丸わかり！ 台風・竜巻・ひょう・雪の損害は？

### 同じ台風の被害でも、「風」と「水」では適用される補償が異なる

火災保険は火災のほか、自然災害による住宅や家財の損害をカバーすることができます。たとえば床上浸水や土砂崩れなどによる「水災」のほか、竜巻や突風、旋風などの「風災」、降ひょうなどの「ひょう災」、雪による「雪災」なども補償の対象になっています。これら「風災・ひょう災・雪災」の3つは、火災保険の補償のひとつとしてワンセットになっています。

水災や風災は台風で生じることが多い被害です。しかし、同じ台風で生じた被害でも、洪水で床上浸水の被害を被った人もいれば、風の被害で屋根が破壊される被害を被った人もいるでしょう。ここで床上浸水をカバーするには「水災」の補償が、風による損害をカバーするには「風災」の補償が必要です。火災保険では損害が生じた原因によって、適用される補償が異なってくる点があるのを知っておきましょう。

また、「建物の外側が風や雨、雪によって破壊された」ことによって生じた吹き込み損害のみが対象であることも知っておきましょう。建物の瑕疵や老朽化、または窓の閉め忘れなどで、雨や雪が吹き込んだ場合の被害は、災害によって偶然起きたものではないので対象外です。

一方、ひょう災の補償では、ひょう(直径5mm以上)だけでなく、あられ(直径5mm未満)による被害もカバーします。

### 20万円以下の損害は請求できない契約も

「風災・ひょう災・雪災」の補償を確保している場合でも、以下の点には注意が必要です。

まず、損害額が20万円以上にならないと、保険金の請求ができない契約がある点です。

かつての主流商品だった「住宅総合保険」はこのタイプ。

また、免責金額(自己負担額)が設定される場合もあり、その場合は損害額から免責金額を控除した金額が保険金として支払われます。

台風シーズン到来前のこの機会に、補償内容の確認をしておきましょう。



ご加入中の保険のご確認、

ご質問 etc...

お気軽にご相談ください。

### 私たちが担当します！



中山 山田 青葉

レジアスインパクト(株)秩父支店

chichibu@rezeous.co.jp

〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815

TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555

青葉 : aoba@rezeous.co.jp

中山 : nakayama@rezeous.co.jp

